山梨県保険者協議会専門部会設置運営要綱

制　　定　　平成２８年４月１日

（趣　旨）
第１条　この要綱は、山梨県保険者協議会設置運営規程（以下「規程」という。）第７条の規定により設置する山梨県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の設置運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設　置）
第２条　規程第７条の規定により次の専門部会を設置する。
(1) 企画調査部会
(2) 保健活動部会

（事　務）
第３条　専門部会は、山梨県保険者協議会（以下「協議会」という。）の設置の目的を達成することができるよう協議会の指示するところにより次の事務を処理する。
(1) 企画調査部会
①各保険者の医療費の調査・分析・評価に関すること
②レセプトを活用した医療費適正化の資料作成に関すること
③医療計画の策定及び変更についての検討に関すること
④医療費適正化計画の策定及び変更についての検討に関すること
⑤その他目的達成に必要な事項に関すること
(2) 保健活動部会
①保健事業に関する情報収集及び情報交換に関すること
②保健事業の共同実施及び連携協力に関すること
③保健事業従事者の資質向上のための研修会等の実施及びネットワークづくりに関すること
④医療計画の策定及び変更についての検討に関すること
⑤医療費適正化計画の策定及び変更についての検討に関すること
⑥その他目的達成に必要な事項に関すること

（構　成）
第４条　専門部会は、各団体から推薦される次に掲げる委員につき、協議会会長が任命する委員をもって構成する。
(1) 企画調査部会

①全国健康保険協会県支部を代表する委員	１名
②健康保険組合関係を代表する委員	１名
③国民健康保険関係を代表する委員	１名
④共済組合を代表する委員	１名
⑤後期高齢者医療広域連合を代表する委員	１名
⑥県担当部署を代表する委員	２名

(2) 保健活動部会

①全国健康保険協会県支部を代表する委員	１名
②健康保険組合関係を代表する委員	１名
③国民健康保険関係を代表する委員	１名
④共済組合を代表する委員	１名
⑤後期高齢者医療広域連合を代表する委員	１名
⑥県担当部署を代表する委員	１名

２　専門部会は、協議会会長の了承を得て医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会の関係者並びに学識経験者等の参画及び助言を求めることができる。

（任　期）
第５条　委員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
２　委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長等）
第６条　専門部会に、部会長１名、副部会長１名を置くこととし、委員の互選によってこれを決める。
２　部会長は専門部会の会務を掌理し、専門部会を代表する。
３　部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

（会　議）
第７条　会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
２　専門部会は事務処理にあたって必要があると認めるときは、部会長の協議により合同で会議（以下「合同部会」という。）を開くことができる。
３　前項の合同部会の運営は、部会長の協議により行うものとする。
４　第３条第１号第３及び同条第２号第４に掲げる事項については、第４条第１項第１号第６及び同条同項第２号第６に掲げる者は除く。

（事務局）
第８条　専門部会の事務局は、山梨県国民健康保険団体連合会に置く。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
１　この運営要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
２　平成２７年４月１日制定の専門部会設置運営要綱は廃止する。